

令和8年度

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画

令和8年4月

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

実施主体 向日市・長岡京市・大山崎町が共同で設置する地域自立支援協議会

目的 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う。

事業

- ・障がい者等の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行う。
- ・広域的な困難事例について支援策などの協議を行う。
- ・将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う。
- ・その他必要な事項を行う。

全体会 福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療・教育・雇用・企業関係団体、行政等の 36 関係機関等で構成し、年度の事業報告と事業計画、課題の協議を行う。

部会等 支援策などを協議・実施するため、必要に応じ、委員会・部会及びプロジェクトを設置する。

運営委員会 委託の相談支援事業所、地域生活を支える中心的な役割を担う機関、行政機関で構成し、協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の構成などについて協議する。

備考 乙訓圏域障がい者自立支援協議会は京都府における圏域障害者自立支援協議会を兼ねる。

事務局 乙訓福祉施設事務組合 障がい者相談支援課内 乙訓障がい者基幹相談支援センター

令和8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画

1 部会等を設置する

- (1) 「医療的ケア」委員会（「医療的ケア」が必要な人の生活支援についての協議等）
- (2) 就労支援部会（庁内実習の充実、一般就労の促進、就労支援に関わる事業所の課題等の協議）

2 プロジェクト等を設置する

- (1) 相談支援プロジェクト（相談支援から見える課題の検討等）
- (2) 喀痰吸引等研修プロジェクト（医療的ケアに関わる3号研修の実施）
- (3) 強度行動障がい支援プロジェクト（強度行動障害に関わる支援の検討等）
- (4) 精神障がいに関する協議の場（医療連携に関する情報交換や交流等）

3 人材確保・育成のための取組

- (1) 地域生活支援拠点等と連携して専門的人材の確保・育成に向けた取組を行う。
- (2) 各種団体・機関の研修等を支援する。

4 情報発信・ネットワークの構築をする

- (1) 部会・プロジェクト等の開催について協議会のホームページで公開する。
- (2) 協議会のホームページを活用し、情報の相互提供を図る。
- (3) 他のネットワークとの連携を図る。

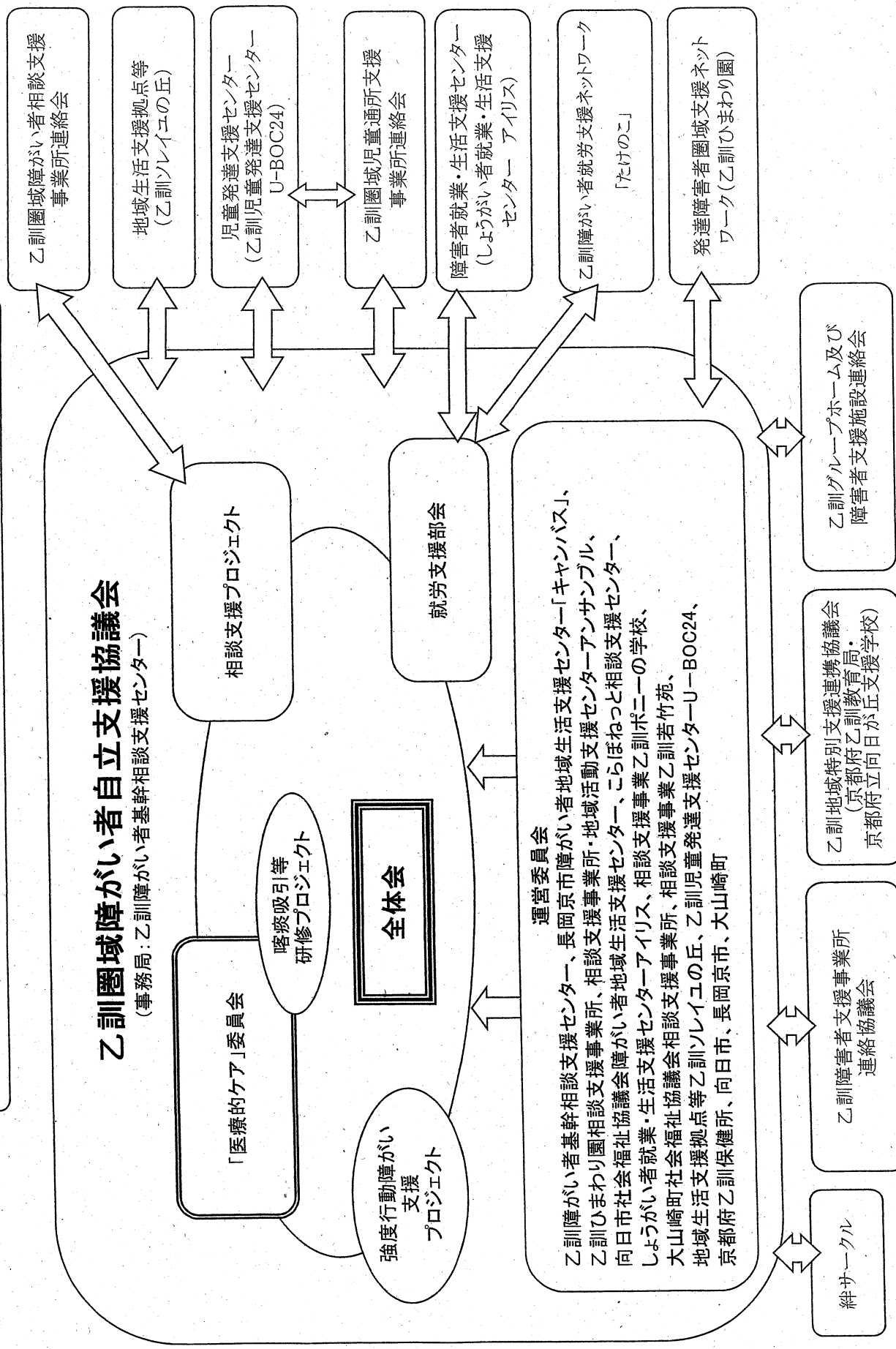
5 目的達成のために必要なことを行う

障がい福祉に関する施策や施設整備等の様々な情報のうち、乙訓圏域に関係するもの（日中サービス支援型共同生活援助や地域生活支援拠点等の評価）について、運営委員会や部会等において情報共有を行う。

令和8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

(事務局: 乙訓障がい者基幹相談支援センター)



「医療的ケア」委員会

研修吸引等
プロジェクト

全体会

強度行動障がい
支援
プロジェクト

相談支援プロジェクト

就労支援部会

運営委員会

乙訓障がい者基幹相談支援センター、長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」、
乙訓ひまわり園相談支援事業所、相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル、
向日市社会福祉協議会障がい者地域生活支援センター、こらぼねっと相談支援センター、
しょうがい者就業・生活支援センターアイリス、相談支援事業乙訓ポニーの学校、
大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所、相談支援事業乙訓若竹苑、
地域生活支援拠点等乙訓ソレイユの丘、乙訓児童発達支援センターU-BOC24、
京都府乙訓保健所、向日市、長岡京市、大山崎町

乙訓圏域障がい者相談支援
事業所連絡会

地域生活支援拠点等
(乙訓ソレイユの丘)

児童発達支援センター
(乙訓児童発達支援センター
U-BOC24)

乙訓圏域児童通所支援
事業所連絡会

障害者就業・生活支援センター
(しょうがい者就業・生活支援
センター アイリス)

乙訓障がい者就労支援ネットワーク
「たけのこ」

発達障害者圏域支援ネット
ワーク(乙訓ひまわり園)

絆サークル

乙訓障害者支援事業所
連絡協議会

乙訓地域特別支援連携協議会
(京都府乙訓教育局・
京都府立向日丘支援学校)

乙訓グループホーム及び
障害者支援施設連絡会